

令和6年度あおもり農林水産物の物流効率化推進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1 県は、物流の2024年問題に対応し、県産農林水産物に係る効率的な物流体制の構築を促進するため、県産農林水産物を扱う荷主事業者が先駆的に物流改善に取り組む事業（以下「あおもり農林水産物の物流効率化推進事業」という。）に要する経費について、令和6年度予算の範囲内において、当該荷主事業者に対し、あおもり農林水産物の物流効率化推進事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、青森県補助金等の交付に関する規則（昭和45年3月青森県規則第10号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象経費及び補助金の額)

第2 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）、事業実施主体、補助率及び補助金の額は、別表のとおりとする。

(申請書等)

第3 規則第3条第1項の申請書は、第1号様式によるものとする。

2 規則第3条第2項及び第3項の規定により前項の申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- (1) 補助対象経費の内容を明らかにした書類
- (2) その他知事が必要と認める書類

3 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）の着手は、原則として、県からの補助金交付決定通知を受けて行うものとするが、効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情により、補助金交付決定の前に着手する必要がある場合は、次の事項に留意の上、その理由を明記した交付決定前着手届（第2号様式）を知事に提出するものとする。

- (1) 補助金交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変の事由によって、実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、申請者が負担すること。
- (2) 交付決定を受けた補助金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
- (3) 本届により本事業が必ずしも補助対象となることを認めるものではないこと。
- (4) 本事業の着手から補助金交付決定を受けるまでの期間においては、事業の計画変更は行わないこと。

(補助金の交付の条件)

第4 次に掲げる事項は、補助金の交付の決定がなされた場合において、規則第5条の規定により付された条件となるものとする。

- (1) 補助事業について、別表に定める重要な変更をする場合において、事業変更承認申請書（第3号様式）を知事に提出してその承認を受けること。

なお、別表に定める重要な変更該当しない場合であっても、変更の内容を十分に精査し、必要に応じて知事の指導を受けること。

- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合において、事業中止（廃止）承認申請書（第3号様式）を知事に提出して、その承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかにその旨を知事に報告して、その指示を受けること。
- (4) 補助事業の状況、補助事業の経費の収支その他補助事業に関する事項を明らかにする書類、帳簿等を備え付け、これらを補助金の交付に係る年度の翌年度から5年間整備保管しておくこと。
- (5) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について財産管理台帳（第4号様式）その他関係書類を第11に規定する期間、整備保管すること。
- (6) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従って使用し、その効率的な運用を図ること。
- (7) 事業実施年度から3年間、各年度における補助事業の成果について、事業成果書（第5号様式）を作成し、事業成果報告書（第6号様式）に添付して、当該各年度の翌年の9月30日までに知事に提出すること。
- (8) 規則第19条本文の規定により、知事の承認を受けて財産を処分したことにより収入があった場合においては、知事の定めるところにより、その収入の全部又は一部を県に納付すること。
- (9) 補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をするときは、入札を行い、又は2者以上の見積書を徴すること。ただし、緊急の必要があるとき、又はその性質上、これらの方法により難しい場合は、この限りでない。

（申請の取下げの期日）

第5 規則第7条第1項の規定による補助金の交付の申請の取下げの期日は、補助金の交付の決定の通知を受けた日から起算して15日を経過した日とする。

（補助金の交付方法）

第6 補助金は、補助事業の完了後交付する。ただし、知事が必要があると認めるときは、概算払により交付することがある。

（補助金の請求）

第7 補助金の請求は、補助金（概算払）請求書（第7号様式）を提出して行うものとする。

（状況報告）

第8 規則第10条の規定による報告は、令和6年12月31日現在の状況を記載した事業状況報告書（第8号様式）を、令和7年1月15日までに提出して行うものとする。ただし、当該期日前に規則第12条の規定による報告がされた場合は、その提出を要しないものとする。

2 前項の規定にかかわらず、補助事業の適正な執行を図るため、知事が必要があると認めるときは、補助金の交付を受ける者に対して事業状況報告書（第8号様式）の提出を求めることができる。

(実績報告)

第9 規則第12条の規定による報告は、補助事業の完了の日（補助事業の廃止の承認を受けた場合は、その日）から起算して30日を経過した日又は令和7年3月31日のいずれか早い期日までに実績報告書（第9号様式）に次に掲げる書類を添えて行うものとする。

- (1) 財産管理台帳（第4号様式）の写し
- (2) その他知事が必要と認める書類

(処分の制限を受ける財産)

第10 規則第19条第4号の規定により処分の制限を受ける財産は、取得価格又は効用の増加価格が1件当たり50万円以上の機械及び器具とする。

(処分の制限を受ける期間)

第11 規則第19条ただし書の規定により財産の処分の制限を受ける期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数を経過するまでの期間とする。

附 則

この要綱は令和6年5月17日から施行する。

別表（第2、第4関係）

区 分	補助対象経費	事業実施主体	補助率及び補助金の額	採択要件	重要な変更
<p>共通事項</p>	<p>物流の2024年問題に対応し、県産農林水産物の物流改善を図るために行う、区分欄の1及び2の取組に要する経費。 ただし、次の(1)から(6)までに該当する経費を除く。 (1)不動産の取得に要する経費 (2)補助事業の実施中に発生した事故・災害の処理に要する経費 (3)交付決定前に支出された経費(ただし、第3第3項の規定に基づき、交付決定前着手届を提出した場合を除く。) (4)補助対象経費に係る消費税及び地方消費税 (5)補助事業の趣旨以外の用途に容易に供されるような汎用性の高い機械・車両等の導入に要する経費 (6)その他補助事業を実施する上で必要と認められない経費及び補助事業の実施に要した経費であることを証明できない経費</p>	<p>県内に本社、集出荷施設等の主要施設を有する県産農林水産物を扱う荷主事業者</p>	<p>—</p>	<p>次のいずれかの要件を満たすこと。 1 品目別に規格を統一したパレットでの出荷割合を向上させること。 2 対象とする品目の出荷に係る荷待ち又は荷役時間を削減すること。</p>	<p>補助金の額の増額又は補助対象経費の30%を超える減</p>

区 分	補助対象経費	事業実施主体	補助率及び補助金の額	採択要件	重要な変更
1 物流改善にチャレンジする初動的、試験的な取組	<p>県産農林水産物の物流改善にチャレンジする初動的、試験的な取組に要する経費であって、次のいずれかに該当するもの。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 トラック輸送等に使用する資器材の規格を統一するための共通のパレット、コンテナ等の導入に要する経費 2 物流の適正化・生産性の向上に係る計画を策定するための専門家への相談に要する経費 3 荷主事業者、生産者等の関係者向けのチラシ作成や研修会等の開催に要する経費 4 中継輸送や共同輸送の実証実験に要する経費 5 集荷の効率化に向けた実証実験に要する経費 6 その他知事が必要と認める経費 	共通事項に同じ	<p>補助対象経費の2分の1に相当する額以内の額。</p> <p>ただし、補助上限額を500千円とする。</p>	共通事項に同じ	共通事項に同じ

区 分	補助対象経費	事業実施主体	補助率及び補助金の額	採択要件	重要な変更
2 物流効率化に向けた先進的な取組	<p>県産農林水産物の物流革新に向けたモデル事例となり得る先進的な取組に要する経費であって、次のいずれかに該当するもの。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 荷待ち時間短縮や輸送の効率化に資する予約受付システム、配車計画システム等のデジタル技術導入に要する経費 2 手荷役作業の軽減に資する機器の導入に要する経費 3 パレット荷役を前提とした場内物流の効率化に資する施設・設備の整備に要する経費 4 農林水産物の集荷・出荷機能を集約する施設・設備の整備に要する経費 5 その他知事が必要と認める経費 	共通事項に同じ	<p>補助対象経費の合計額の2分の1に相当する額以内の額。</p> <p>ただし、補助上限額を5,000千円とする。</p>	共通事項に同じ	共通事項に同じ

第1号様式（第3関係）

番
令和 年 月 日

青森県知事 殿

住 所
申請者 名 称
代表者氏名

令和6年度あおり農林水産物の物流効率化推進事業費補助金交付申請書

令和6年度において、別紙のとおり事業を実施したいので、青森県補助金等の交付に関する規則第3条の規定により、関係書類を添えて補助金 円の交付を申請します。

第1号様式 別紙

1 事業実施主体の概要

事業者名	
事業者名 (フリガナ)	
代表者職・氏名	
住所	〒
電話番号・ファクシミリ	
Web ページアドレス	
担当者職・氏名	
メールアドレス (担当者)	
業種	
創業・創立日	年 月 日
資本金・出資金	円
従業員数	人

2 申請区分

活用する事業区分の確認欄に○を記入すること。

確認欄	事業区分
	1 物流改善にチャレンジする初動的、試験的な取組
	2 物流効率化に向けた先進的な取組

3 事業の目的

--

4 事業着手予定年月日 令和 年 月 日

5 事業完了予定年月日 令和 年 月 日

6 事業実施計画 (実績)

(1) 事業内容・実施方法

実施方法は、事業の実施方法を具体的に記載すること。

事業内容	実施方法

(2) 事業の実施予定場所

所在地	
名 称	

(3) 実施体制

事業実施体制を記載又は図示すること。また、連携又は委託を行う事業者等がある場合には、その名称及び概要についても記載すること。

--

(4) 実施スケジュール

時期	実施内容	備考

(5) 成果目標

成果目標	現状値 (R5 現在) (a)	目標年度 (R8) (b)	増減 (%) $(b) / (a) \times 100$	備考

(注) 1 成果目標は「パレット出荷割合の向上」又は「荷役時間等の削減」とすること。

2 備考欄には、対象とする品目、現状値及び目標年度の目標値（実績値）の算出方法を記載すること。算出方法が分かる資料の添付でも可とする。

7 補助金算定表

事業内容	総事業費	(A) 補助対象経費 (税抜)	(B) $(A) \times 1/2$ (千円未満切捨)	(C) 補助上限額	(D) 補助金所要額 (B)又は(C)の いずれか 低い額	自己資金等 (A)-(D)
	円	円				
	円	円				
合計	円	円	円	円	円	円

8 収支予算（決算・変更）

(1) 収入の部

区分	金額	資金の調達先
自己資金	円	
借入金	円	
県補助金	円	
その他	円	
総事業費	円	

(2) 支出の部

事業内容	事業に要する （した）経費	左記の経費うち 補助対象経費	備考
	円	円	
	円	円	
合計	円	円	

第2号様式（第3関係）

番 号
令和 年 月 日

青森県知事 殿

住 所
申請者 名 称
代表者氏名

令和6年度あおもり農林水産物の物流効率化推進事業
交付決定前着手届

（令和 年 月 日付で交付申請しました）令和6年度あおもり農林水産物の物流効率化推進事業について、別記条件を了承の上、補助金交付決定前に着手したいので、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 補助金の名称 令和6年度あおもり農林水産物の物流効率化推進事業費補助金
- 2 補助事業の着手及び 着手 令和 年 月 日
完了の予定期日 完了予定 令和 年 月 日
- 3 交付申請額 円
- 4 交付決定前着手を必要とする理由

別記条件

- 1 補助金交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変の事由によって、実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、申請者が負担すること。
- 2 交付決定を受けた補助金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
- 3 本届により本事業が必ずしも補助対象となることを認めるものではないこと。
- 4 本事業の着手から補助金交付決定を受けるまでの期間においては、事業の計画変更は行わないこと。

第3号様式（第4関係）

番
令和 年 月 日

青森県知事 殿

住 所
補助事業者 名 称
代表者氏名

令和6年度あおもり農林水産物の物流効率化推進事業変更（中止・
廃止）承認申請書

令和 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定の通知を受けた令和6
年度あおもり農林水産物の物流効率化推進事業について、下記のとおり変更（中止・廃
止）したいので、令和6年度あおもり農林水産物の物流効率化推進事業費補助金交付要
綱第4第1号（第2号）の規定により関係書類を添えて申請します。

（注）1 添付する関係書類の記載要領は、第1号様式に準ずるものとする。

2 変更の場合において、同様式中「事業の目的」を「変更の理由」と書き換え、
補助金の交付決定により通知された事業の内容及び経費の配分と変更後の事業
の内容及び経費の配分とを容易に比較対照できるように変更部分を二段書と
し、変更前を括弧書で上段に記入すること。ただし、当該変更の対象外となる
事業については省略すること。

また、添付書類については、補助金交付申請書に添付したものから変更があ
ったものに限り添付すること。

3 事業を中止し、又は廃止しようとする場合にあっては、同様式中「事業の目
的」を「中止（廃止）の理由」と書き換え、その時点における事業の内容等を
記入すること。

第4号様式（第4、第9関係）

財 産 管 理 台 帳

事業実施主体名

事業実施年度	令和6年度		令和6年度あおり農林水産物の物流効率化推進事業									
事業 の 内 容	工 期		経 費 の 配 分				処分制限期間		処分の状況		概要	
			着 工 年月日	竣 工 年月日	総事業費	負 担 区 分		耐用 年数	処分制限 年月日	承 認 年月日		処分の 内 容
施設・設備名	施工箇所 又は 設置場所	事業量				県補助金	その他					
合計												

- (注) 1 処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。
 2 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等別に記入すること。
 3 概要欄には、譲渡先、交換先、貸付先、抵当権等の設定権者の名称又は補助金返還額を記入すること。
 4 この書式により難しい場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の書式をもって財産管理台帳に代えることができる。

第5号様式（第4関係）

あおもり農林水産物の物流効率化推進事業
事業成果書

事業実施主体名：

<事業実績>

区分	成果目標：				備考
	現状値 (R 5 実績)	目標値 (A)	実績値 (B)	成果達成度(%) $(B) / (A) \times 100$	
事業実施年度 (1年目) (R 6 年度)					
2年目 (R 7 年度)					
3年目 (R 8 年度)					

(注) 各数値の根拠資料を添付すること。

第6号様式（第4関係）

番 号
令和 年 月 日

青森県知事 殿

住 所
補助事業者 名 称
代表者氏名

令和6年度あおり農林水産物の物流効率化推進事業成果報告書

令和6年度に実施した青森県あおり農林水産物の物流効率化推進事業について、令和6年度あおり農林水産物の物流効率化推進事業費補助金交付要綱第4第7号の規定により、令和 年度の事業成果を報告します。

第7号様式（第7関係）

番 号
令和 年 月 日

青森県知事 殿

住 所
補助事業者 名 称
代表者氏名

令和6年度あおり農林水産物の物流効率化推進事業費補助金
（概算払）請求書

¥

—

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けた令和6年度あおり農林水産物の物流効率化推進事業費補助金として上記の金額を請求します。

振 込 先	金融機関名	
	支 店 名	
	口座の種類	普 通 ・ 当 座
	口 座 番 号	
	(フリガナ) 口 座 名 義	()

青森県知事 殿

住 所
補助事業者 名 称
代表者氏名

令和6年度あおり農林水産物の物流効率化推進事業状況報告書

令和 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定の通知を受けた令和6年度あおり農林水産物の物流効率化推進事業の状況について、青森県補助金等の交付に関する規則第10条の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 着手年月日
- 2 完了予定年月日
- 3 事業の状況

総事業費	補助対象経費 (A)	12月31日現在 の進捗状況 (B)	12月31日現在 の出来高比率 (B)/(A)	3月末までの 進捗見込額 (C)	3月末までの 出来高比率見 込み (C)/(A)
	円	円	%	円	%

第9号様式（第9関係）

番 号
令和 年 月 日

青森県知事 殿

住 所
補助事業者 名 称
代表者氏名

令和6年度あおり農林水産物の物流効率化推進事業完了（廃止）実績報告書

令和 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定の通知を受けた令和6年度あおり農林水産物の物流効率化推進事業が完了（を廃止）したので、青森県補助金等の交付に関する規則第12条の規定により、関係書類を添えて報告します。

- (注) 1 添付する関係書類の記載要領は、第1号様式に準ずるものとする。
2 軽微な変更があった場合においては、容易に比較対照できるよう変更部分を二段書とし、変更前を括弧書で上段に記載すること。